

# 白井市学校給食共同調理場運営委員会議 次第

平成 23 年 3 月 4 日(火)14 時～  
白井市役所 3 階第 2 会議室

## 1. 開 会

## 2. 委嘱状交付

## 3. 教育長あいさつ

## 4. 委員長あいさつ

## 5. 議 題

- (1) 平成 23 年度給食実施予定について
- (2) 給食費の徴収状況について
- (3) 給食費の徴収強化について
- (4) 共同調理場の老朽化に伴う今後の対応について
- (5) その他

## 6. 閉 会

# 白井市学校給食運営 委員会 会議資料

平成 23 年 3 月 4 日(金)14 時～  
白井市役所 3 階第 2 会議室

白井市学校給食共同調理場

## 議題 2. 学校給食費の徴収状況について

### 学校給食費の徴収状況について

#### 1) 現年度分徴収状況

年 度	調定額	収入済額	未納額	件数	徴収率
平成 2 2 年度	202,627,287	198,018,487	4,608,800	246	97.73%
平成 2 1 年度	238,960,531	236,241,279	2,719,252	61	98.86%
平成 2 0 年度	212,890,615	210,983,915	1,906,700	87	99.10%
平成 1 9 年度	203,045,938	201,160,158	1,885,780	72	99.07%

★平成 2 2 年度については 1 月までの実績。

★長引く不況の影響を受けて、徴収率が下がっている。

#### 2) 過年度分徴収状況

年 度	調定額	徴収額	不能欠損	未納額	徴収率	備 考
2 1 年度	5,090,740	767,080	266,255	4,057,405	15.07%	決算額
2 0 年度	4,113,855	755,705	174,110	3,184,040	18.37%	決算額
1 9 年度	3,464,250	853,665	382,465	2,228,120	24.64%	決算額

★前年度よりも徴収額が若干増加したが、調定額が増額となっていることから、徴収率は下がっている。

★不能欠損（266,255 円）の概要

・対象年度

平成 1 5 年度	3 件	23,060 円	分納誓約書あり
平成 1 7 年度	2 件	83,880 円	分納誓約書あり
平成 1 8 年度	1 件	32,760 円	時効成立
平成 1 9 年度	9 件	126,555 円	時効成立

・給食費の時効成立は 2 年のため対象年度 1 8 年度と 1 9 年度となるが、過去に分納誓約書の提出を受け時効停止となっている者がいるため、対象が平成 1 5 年度まで遡及している。

・対象者 1 5 件

・理由 白井市からの転出等により連絡が取れない。（転居先不明）

### 議題 3. 給食費の徴収強化について

#### 【支払督促制度】

長期に渡る滞納者で支払の意思をみせない者に対しては、滞納者(債務者)の住所地の簡易裁判所に支払督促の申し出を実施している。(民事訴訟法)

支払督促制度では裁判所の書記官から債務者に対し、支払督促が発布され、債務者からの異議申し立てがない場合は、給料等の強制執行(財産の差し押え)が可能となる。(鎌ヶ谷市、山武市及び八街市で実施)

#### 【支払督促制度】前年度実施分

区 分	内 容
件 名	学校給食費請求事件
申立場所	千葉地方裁判所佐倉支部佐倉簡易裁判所他 ※債務者の住所地の簡易裁判所
申立対象者	※給食費の滞納が11ヶ月以上あり、文書催告、最後通知、分納誓約書の提出及び電話・訪問徴収等に一切応じない者。 ※過年度分が対象となる。
申出の件数	・申出件数 4件 (511,970円)
申出内容	学校給食法第11条第2項及び白井市学校給食共同調理場管理規則第8条第1項により学校給食費を請求する。
申 出 日	平成22年3月25日

※対象者は各児童生徒の保護者となります。

#### 【支払督促制度】前年度実施分の実績

番号	対象者	滞納額	収納額	現在の状況
1	七小3年 七小5年	165,690	20,000	支払督促 再送達(受取拒否) 23年1月から2万円の分割納付を開始
2	大中1年	65,910	65,910	支払督促 全額納付済 取り下げ
3	七中2年	52,360	20,000	支払督促 23年1月から2万円の分割納付を開始
4	一小4年 一小5年 白中1年	228,010	0	支払督促 現年度分については、全額納付となったが、過年度については収納ができていない。 ※外国人のため、連絡が困難である。
	計	511,970	105,910	

## 給食費の徴収強化について《今後の取り組み》(案)

### 1) 支払督促制度の活用

次年度以降も悪質な滞納者については、支払督促制度を活用する。

### 2) 口座振替の回数を年10回から年11回に増やす。

3月の口座振替を2回とする。

現 行 3月10日・・・1回

来年度 3月10日と3月25日・・・2回

### 3) 子供手当から給食費を天引き

## 議題 4 共同調理場の老朽化に伴う今後の対応について

### 1) 建物概要

敷地面積	5, 172 m <sup>2</sup>
管理棟	138 m <sup>2</sup>
調理棟	1,357 m <sup>2</sup>
倉庫	98 m <sup>2</sup>

### 2) 設置年度 昭和54年度

### 3) 施設設備の修繕等の状況

年 度	内 容	備 考
S 6 2	・ 2号ボイラー交換	2号機
H 0 6	・ 食器洗浄機交換	
	・ 自動回転釜設置	2号機
H 0 7	・ 食缶洗浄機交換	
H 1 1	・ 真空冷却機設置	
H 1 2	・ ピット内蒸気配管交換	
	・ 除害施設設置	
	・ 冷凍、冷蔵施設交換	
H 1 3	・ <b>建物耐震診断実施</b>	
H 1 4	・ 消毒保管庫交換	
H 1 6	・ ボイラー交換	1号機
H 1 7	・ 調理場蒸気配管交換	
H 1 8	・ 揚げ物機交換	
H 1 9	・ 調理場屋根、外壁塗装	
H 2 0	・ 焼き物機交換	
H 2 1	・ 自動回転釜交換	1号機
H 2 2	・ 冷凍、冷蔵施設交換	
H 2 3	・ 真空冷却機交換	予定

※数年後に交換を要する大型調理器具等

- ・ ボイラー2号機
- ・ 食器・食缶洗浄機
- ・ ピット内蒸気配管

#### 4) 建物耐震診断の結果について

##### 共同調理場耐震診断結果（平成13年度実施分）

施設	桁行方向 (施設横方向)	梁間方向 (施設縦方向)	備考
屋根	0.95~1.52	1.08~1.26	
2階	0.76	0.76	機械室
1階	0.57~0.75	0.55~0.71	

※国土交通省の建物強度の基準は**0.7以上**( $I_s \geq I_{so}$ が0.7以上)

※施設の一部の測定値が最低で**0.55**となっているため、「倒壊の危険性あり」との診断がされている。

#### 5) 平成23年度の以降の対応について

- ・ 庁内検討組織設置
- ・ 給食運営委員会の委員数増員 現行の12名から14名に増員
  - ※学識経験者 2名から3名に増員予定
  - ※一般公募 1名を公募予定

★庁内検討組織及び給食運営委員会にて調査検討を進め、老朽化した施設設備についての対応策(結論)を平成28年度を目途に決定する予定です。